

日本聖公会北関東教区

さいたま市大宮区桜木町2-172  
TEL 048 (642) 2680



DIOCESE OF KITAKANTO

2-172 SAKURAGI-CHO,  
OMIYA-KU, SAITAMA-SHI, JAPAN.

## 新型コロナウイルス感染症対応について<第6信>

日本聖公会北関東教区  
信徒・教役者の皆様

2020年5月27日  
日本聖公会北関東教区  
主教ゼルバベル広田勝一  
常置委員会

新型コロナウイルス感染拡大により、困難の中におかれている方々へ主の御力が現わされますように。逝去された方々の魂の平安とご遺族の慰め、一日も早い新型コロナウイルス感染の終息をお祈りいたします。

北関東教区では、緊急事態宣言の発令により、埼玉伝道区においては、当面の間礼拝（公禱）・集会の休止、それ以外の伝道区では、各教会の判断による対応をお願いしてきたところです。皆様のご理解・ご協力に感謝いたします。

去る5月25日にすべての都道府県で緊急事態宣言が解除となり、埼玉県における外出自粛要請も解除されたこと等を受け、今後の教区・教会での対応について、<第6信>として下記の通りお知らせいたします。

- ① 埼玉伝道区内各教会は、6月7日(三位一体主日・聖霊降臨後第1主日)より、礼拝(公禱)を再開してください。また茨城・栃木・群馬各伝道区内で礼拝(公禱)を休止していた教会についても、同日より再開してください。併設施設の存在等、今後も礼拝を休止する必要がある場合は、教区主教までご相談ください。
- ② 礼拝(公禱)を再開するにあたっては、感染拡大防止に細心の注意を払うよう努めてください。換気や手指の消毒、礼拝の分散執行・時間の短縮、聖歌の省略、一種陪餐など、その他、可能な限りの方策を講じてください。また、地域社会や教会共同体の状況を考慮して、より適切な対策を教会委員会で協議して実施し、教役者を通して教区主教に報告してください。
- ③ 会食・集会等については、当面行わないようにしてください。教会委員会など、教会運営に必要な集会については、十分な感染防止対策を講じたうえで開催してください。
- ④ 今後の感染拡大の状況によっては、再び礼拝(公禱)の休止など、必要な策を講じる可能性があることをご理解ください。

礼拝(公禱)を再開できることは大きな恵みと喜びですが、依然として感染の危険が存在していることは変わりません。地域社会と教会共同体の安全の確保を優先課題としながら、それぞれの今後の取り組みをご検討ください。皆様の上にお守りと導きをお祈りいたします。